

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による道路位置の指定……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

○建築基準法による一団地の区域……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…

### 訓令（教）

○東京都教育委員会デジタルサービス開発・運用規

程の一部改正……………

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

## 告示

### ●東京都告示第六百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和六年五月九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和六年四月二十二日

多摩市大字和田字四号三百三十一番一の

延長  
二一・三三  
幅員  
五・〇五

一部、同番一  
地先、三百三十三番の一部  
及び三百三十四番一

### ●東京都告示第六百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年五月九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

多摩市永山三丁目九番の一部

認定年月日  
令和六年三月二十八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

### ●東京都告示第六百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

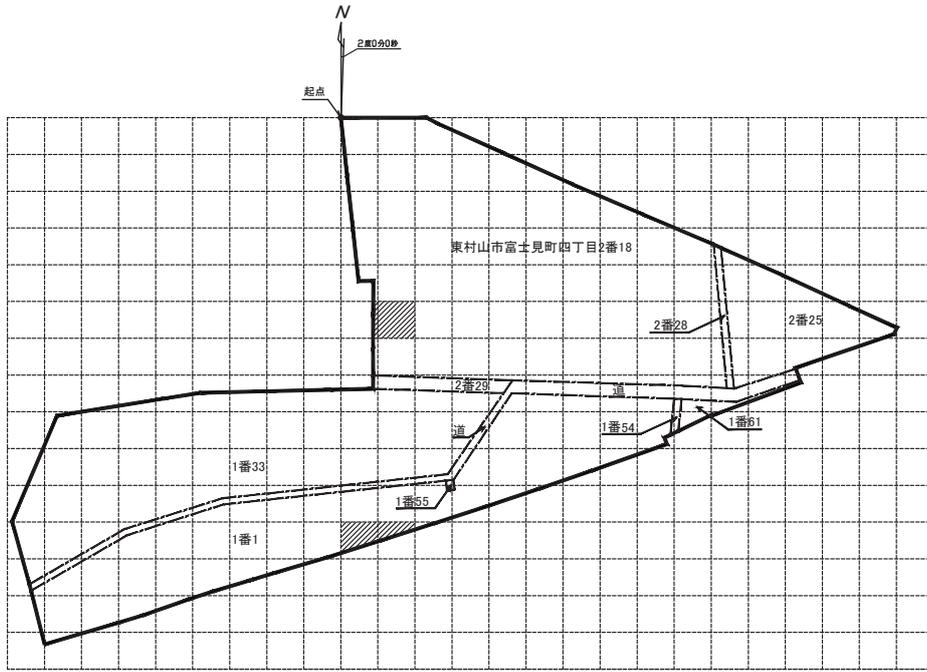
令和六年五月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（東村山市富士見町四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、東村山市富士見町四丁目2番18の最北端とする。

【格子の回転角度（ 2度 0分 0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第十一号

教 育 事 務 所  
 教 育 事 務 所  
 教 育 庁 出 張 所  
 事 業 所  
 都 立 高 等 学 校  
 都 立 中 等 教 育 学 校  
 都 立 特 別 支 援 学 校  
 都 立 小 学 校

東京都教育委員会デジタルサービス開発・運用規程(令和五年東京都教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

令和六年五月九日

東京都教育委員会

第九条第二項、第十三条、第十六条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで、第二十八条第二項及び第二十九条から第三十二条までの規定中「企画調整担当部長」を「デジタル推進担当部長」に改める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の東京都教育委員会デジタルサービス開発・運用規程の規定は、令和六年四月一日から適用する。

# 公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年五月九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

三鷹市北野三丁目二百十六番  
三及び二百二十一番三  
号 三鷹市深大寺二丁目一番四  
号 聖建設株式会社

代表取締役 生駒 英則

東村山市廻田町二丁目二十五  
番二十及び同番二十一  
十五番地一 武蔵開発株式会社

代表取締役 深松 優

三鷹市牟礼五丁目千七百三十  
八番二十三及び同番二十五  
丸栄建設株式会社

代表取締役 高橋 智之

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
号(代)

郵便番号  
101-0051

